令　和　７　年　度

新規採用養護教諭研修の手引

愛 知 県 教 育 委 員 会

愛知県

目　　次

Ⅰ　新規採用養護教諭研修実施要項 …… 1

Ⅱ　新規採用養護教諭年間研修基本計画 …… 3

　1　校内研修 …… 3

　2　校外等における研修 …… 5

Ⅲ　新規採用養護教諭年間研修計画 …… 6

Ⅳ　新規採用養護教諭研修実施校校長等連絡協議会設置要綱 …… 8

Ⅴ　新規採用養護教諭研修実施状況調査について …… 8

Ⅵ　新規採用養護教諭研修関係文書様式 …… 9

　○【様式１】令和７年度新規採用養護教諭研修（校内研修）年間指導計画書 …… 9

　○【様式２】令和７年度新規採用養護教諭研修（校内研修）実施報告書 …… 10

　○（記入例）令和７年度新規採用養護教諭研修（校内研修）年間指導計画書 …… 11

　○【様式３】令和７年度新規採用養護教諭研修報告書 …… 12

　○【別紙１】令和７年度新規採用養護教諭研修実施状況調査書 …… 13

Ⅶ　新規採用養護教諭研修に関する計画書・報告書等の提出について …… 14

　●＜参考資料１＞教職一般研修の校内研修年間指導計画（例） …… 15
　●＜参考資料２＞専門研修の校内研修年間指導計画（例） …… 16
　●＜参考資料３＞新規採用養護教諭研修月間記録（例） …… 17
　●＜参考資料４＞養護教諭の職務内容 …… 18
　●＜参考資料５＞新規採用養護教諭研修「研修指導員等」について（概要） …… 20
　●＜参考資料６＞養護教諭及び栄養教諭の新規採用者研修に係る非常勤職員の派遣及び
　　設置に関する要綱(一部抜粋) …… 22
　●＜参考資料７＞「愛知県教員育成指標」について …… 23

Ⅰ　新規採用養護教諭研修実施要項

愛知県教育委員会

1　目　　的

新規採用養護教諭研修は、新規採用養護教諭に対して現職研修の一環として、１年間の研修を実施し、必要とされる素養、指導力、マネジメント力といった資質・能力を養うとともに、幅広い知見を得させることを目的とする。

2　対　　象

（１）この研修の対象となる新規採用養護教諭（以下「新規採用者」という）は、別表のとおりとする。

（２）愛知県教育委員会又は市（名古屋市及び中核市を除く。以下同じ）町村教育委員会は、その所管する学校の新規採用者について、年間研修計画及び年間指導計画に従い、研修を受けさせるものとする。

3　内　　容

新規採用者は、校内において、教職一般研修（年間３０時間程度）を校長、教頭及び部主事等（以下「校長等」という）から指導を受けるとともに、研修指導員又は派遣研修指導員（以下「研修指導員等」という）を中心とする指導及び助言による研修｛年間６０時間（１日４時間、合計１５日）｝を受ける。また、校外またはオンラインでの研修（以下「校外等における研修」という）｛年間１０日（宿泊研修を含む）｝を受けるものとする。

4　年間研修基本計画

（１）愛知県教育委員会は、年間研修基本計画を作成する。

（２）年間研修基本計画においては、校内における研修及び校外等における研修に関する基本的内容及びその他必要な事項を定めるものとする。

（３）愛知県教育委員会は、年間研修基本計画に基づき年間研修計画を作成する。

5　年間指導計画（校内研修）

校長は、愛知県教育委員会が作成する年間研修計画に基づき、当該学校における年間指導計画を作成するものとする。その際、研修指導員等の参画を得て作成するものとする。

なお、校内研修が円滑に実施できるよう、研修期間については、できる限り、あらかじめ週時程に組み入れるものとする。

6　校内体制

（１）校長等は年間指導計画に従い、研修項目に応じて、新規採用者の指導及び助言に当たるものとする。

また、研修項目に応じて、教務主任・生徒指導主事・保健主事等、他の教員が指導及び助言に当たることができるよう配慮するものとする。

（２）校長等は、年間を通して系統的、組織的な研修が行われるようにしなければならない。

（３）校長は、新規採用者が校外等における研修を受ける間、校内における学校保健活動が適切に遂行されるよう配慮するものとする。

７　研修指導員等

研修指導員等については、別に定める「養護教諭及び栄養教諭の新規採用者研修に係る非常勤職員の派遣及び設置に関する要綱」によるものとする。

８　校長等連絡協議会

新規採用者研修を円滑かつ効果的に実施するため、別に定める「新規採用養護教諭研修実施校校長等連絡協議会設置要綱」に基づき、校長等の連絡協議会を設置するものとする。

９　（校内研修）年間指導計画書及び（校内研修）実施報告書、研修報告書

（１）校長は、「新規採用養護教諭研修関係文書様式」に基づき、（校内研修）年間指導計画書及び（校内研修）実施報告書を作成するとともに、新規採用者に研修報告書を作成させる。

（２）校長は、（校内研修）年間指導計画書（様式１）及び（校内研修）実施報告書（様式２）並びに新規採用者が作成する研修報告書（様式３）を当該学校を所管する教育委員会、県立学校にあっては愛知県総合教育センターに提出するものとする。

（３）市町村教育委員会は、教育事務所を通し、新規採用養護教諭研修関係文書（様式１～３）を愛知県総合教育センターに提出するものとする。

別　表

新規採用 養護教諭 研修対象者	公立小中・義務教育学校及び県立学校新規採用養護教諭とする。ただし、次に掲げる者を除く。 １　臨時的に任用された者 ２　養護教諭として１年以上勤務した経験を有し、任命権者が新規採用養護教諭研修の対象にする必要がないと認めた者

附　則　　この要項は平成９年４月１日から施行する。
附　則　　この要項は平成１０年４月１日から施行する。
附　則　　この要項は平成１３年４月１日から施行する。
附　則　　この要項は平成１４年４月１日から施行する。
附　則　　この要項は平成１５年４月１日から施行する。
附　則　　この要項は平成２０年４月１日から施行する。
附　則　　この要項は平成２１年４月１日から施行する。
附　則　　この要項は平成２２年４月１日から施行する。
附　則　　この要項は平成３０年４月１日から施行する。
附　則　　この要項は平成３１年４月１日から施行する。
附　則　　この要項は令和２年４月１日から施行する。
附　則　　この要項は令和３年４月１日から施行する。
附　則　　この要項は令和４年４月１日から施行する。

Ⅱ　新規採用養護教諭年間研修基本計画

1　校内研修

(1)　新規採用者は、校内において、校長等の指導及び助言により教職一般研修を年間３０時間程度受けるとともに、研修指導員等を中心とする指導及び助言により専門研修を年間６０時間（１日４時間、合計１５日）受けるものとする。

(2)　校長等は、年間指導計画に従い、研修項目に応じて新規採用者の指導及び助言に当たるものとする。また、研修項目に応じて、教務主任・生徒指導主事・保健主事等、他の教員が指導及び助言に当たることができるよう配慮するものとする。

(3)　研修指導員等は、校長の指導の下に年間指導計画に従い、新規採用者に対して指導及び助言を行うものとする。

(4)　校長等は、年間を通して系統的、組織的な研修が行われるようにしなければならないものとする。

(5)　校内における研修の年間研修基本計画の基本的研修内容を下表に示す。

＜教職一般研修の項目及び内容（年間３０時間程度）＞

項目	研　修　内　容
基礎的素養	・教員の服務・義務（不祥事防止を含む）　・勤務と給与　・本校の教員としての心構え ・保護者等との接し方　・学校教育目標と学校評価＜小・中・義・特＞ ・スクール・ポリシーと教育活動＜高＞ ・学校教育目標と目指す児童生徒像＜小・中・義・特＞　・教育課題の対応 ・教育環境の整備　・校務分掌とその機能　・ＰＴＡ組織と運営　・本校の人権教育 ・社会教育、家庭教育との関連　・学習指導要領と教育課程の編成・実施 ・公文書、諸表簿、提出文書の取り扱い　・開かれた学校づくり　・環境教育 ・特別支援教育体制の整備と活用
健康教育	・本校における健康教育の目標　・本校における学校保健・安全指導の進め方 ・本校の安全管理・事故防止　・本校における食に関する指導の進め方　・清掃指導 ・学校保健委員会の進め方と活性化　・給食指導　・感染症の予防と対策
生徒指導	・学校における生徒指導体制と養護教諭の役割　・児童生徒理解の内容と方法 ・教員と児童生徒の人間関係　・児童生徒の褒め方・叱り方 ・ガイダンスの機能と教育相談の充実　・いじめ・不登校児童生徒の指導の在り方 ・本校のいじめ防止基本方針　・教員間の連携
特別活動	・本校の特別活動の目標及び内容　・全体の指導計画と年間指導計画 ・特別活動の特質と養護教諭の役割　・クラブ活動・部活動の指導の実際 ・委員会活動の指導と評価の工夫　・学校行事の指導の実際と養護教諭の役割 ・特別活動と保健教育
教科指導	・教科指導の実際（授業参観、授業研究会参加）　・授業における児童生徒理解 ・教材、教具の作成と活用の仕方　・教育機器の利用とその実際（ＩＣＴ機器の活用） ・ティーム・ティーチングによる授業の進め方
道徳教育等	・学校、地域における道徳教育の基本方針　・他教科・領域等における道徳教育 ・本校の総合的な学習・探究の時間のねらい ・学校におけるキャリア教育（進路指導）体制

＜専門研修の項目及び内容｛年間６０時間（１日４時間、合計１５日）｝＞

項目	研　修　内　容
保健管理	**救急処置と救急体制**
	・救急処置及び緊急時の対応 ・救急体制の充実
	健康に関する調査
	・児童生徒の健康実態、健康課題の把握 ・健康情報の管理と活用方法 ・保健室利用状況の分析と評価
	疾病予防と管理
	・慢性疾患のある児童生徒、健康上配慮を必要とする児童生徒の管理 ・校内、保護者及び医療機関との連携 ・アレルギー疾患の管理 ・感染症、食中毒の予防と発生時の対応 ・障害のある児童生徒への支援 ・日本スポーツ振興センターの災害共済給付事務の進め方
	健康観察
	・健康観察の意義と進め方、実際 ・健康観察における関係者の役割 ・健康観察から保健教育への展開方法
	健康診断
	・健康診断に伴う保健調査 ・健康診断の事前指導と事後措置 ・学校医等との連携の在り方 ・健康診断の実施計画の立案、実施及び評価 ・健康診断の事前準備 ・要配慮児童生徒の把握と対応
	学校環境衛生
	・学校環境衛生活動の進め方 ・学校環境衛生基準の理解と適切な実施 ・学校薬剤師との連携
保健教育	**関連教科における指導**
	・学習指導案の作成及び評価の方法 ・学習資料の作成と工夫 ・学級担任及び保健体育科教諭との連携 ・ティーム・ティーチングによる保健教育への参画
	総合的な学習・探究の時間における指導
	・生命尊重、健康に関する指導への参加方法
	特別活動における指導
	・指導の意義、進め方、連携 ・学級活動、児童会・生徒会活動、学校行事における指導の実際
	保健室における個別の指導や日常の学校生活での指導
	・個別の指導の実際、効果的な資料の作成 ・保健だより、掲示物等の作成

項目	研　修　内　容
保健室経営	**学校経営と保健室経営**
	・保健室経営の基本的な考え方 ・学級・ホームルーム経営との連携
	保健室経営計画
	・保健室経営計画の作成方法 ・保健室経営計画の実施と評価
	保健室経営の実際
	・保健室の設備及び備品の管理の仕方 ・健康に関する記録簿の作成と活用 ・諸表簿の作成と管理
健康相談	**心身の健康課題への対応**
	・心身の発達段階・健康課題の理解とその対応に向けた養護教諭の役割 ・学校医、学校歯科医、学校薬剤師及び専門家との連携
	健康相談の基本的なプロセス
	・基本的なプロセスと対応における留意点 ・記録の目的・方法 ・事例検討会の在り方 ・支援計画の作成、実施、評価 ・校内相談組織との連携 ・保護者及び関係機関等との連携
	メンタルヘルスへの対応
	・学校におけるカウンセリングの活用 ・校内、保護者及び医療機関等との連携
保健組織活動	**保健組織活動**
	・保健組織活動の意義 ・学校内外の連携体制づくり ・教職員の保健組織活動 ・PTA保健組織活動 ・保健主事の役割の理解と協力
	学校保健委員会
	・学校保健委員会の進め方と運営 ・学校保健委員会における養護教諭の役割 ・関係者、関係機関との連携、地域連携
	児童生徒会活動
	・児童生徒保健委員会活動の指導と工夫

２　校外等における研修

（1）　新規採用者は、総合教育センターが実施する校外またはオンラインでの研修を１０日間（宿泊研修を含む）及びその他の校外研修を受けるものとする。

（2）　校外等における研修の年間研修基本計画の基本的な内容を下表に示す。

＜年間１０日（宿泊研修を含む）＞

<table>
<tr><th colspan="2">項目</th><th>研　修　内　容</th><th colspan="2">項目</th><th>研　修　内　容</th></tr>
<tr><td colspan="2">基礎的素養</td><td>・公教育の役割と諸課題解決に向けた取組
・教員の服務・義務、在り方
・人権教育、特別支援教育
・学校保健関係法規の理解
・学校保健計画の策定
・学校安全と危機管理
・社会人としての常識、体験活動</td><td rowspan="4">専門研修</td><td>健康相談</td><td>・学校における健康相談
・心身の発達、健康課題の理解
・児童生徒の支援と校内・校外連携
・養護教諭が行う健康相談
・発達についての理解と対応
・性の多様性についての理解と対応
・メンタルヘルスの理解とカウンセリング
・支援計画と記録、事例研究</td></tr>
<tr><td rowspan="2">専門研修</td><td rowspan="2">保健管理</td><td>・健康観察の効果的な進め方
・保健情報の管理と活用法
・疾病管理と指導、関係機関との連携
・感染症の予防と対応
・健康診断の効果的な進め方と課題
・救急処置の医学的知識と技術
・救急体制の充実
・学校環境衛生活動の進め方</td><td>保健室経営</td><td>・学校経営と保健室経営
・教育課題・健康課題と保健室経営
・保健室経営計画の作成方法
・ＰＤＣＡサイクルによる計画・実施・評価・改善
・保健室経営の留意点、連携
・保健室の管理、諸表簿の作成・管理
・保健室におけるＩＣＴの活用</td></tr>
<tr><td>・保健教育の進め方
・学級担任、保健体育科教諭等との連携
・総合的な学習・探究の時間、道徳教育
・特別活動における指導
・個別の保健指導
・保健だより等を用いた啓発活動</td><td>保健組織活動</td><td>・保健組織活動の意義
・学校内外の連携体制づくり
・家庭や地域との連携
・教職員の保健組織活動
・学校保健委員会の意義
・学校保健委員会の企画と運営
・養護教諭のコーディネーターとしての役割
・児童生徒保健委員会活動の指導と工夫</td></tr>
</table>

Ⅲ 新規採用養護教諭年間研修計画

1　校内における年間研修計画

実施月	種類	指導時数	研修内容
4	教職	2	・本校の教員としての心構え　・教員の服務と義務（不祥事防止を含む） ・本校の学校教育目標＜小・中・義・特＞ ・スクール・ポリシーと教育課程＜高＞
	専門	4	・保健室経営の基本的な考え方　・保健室経営計画の作成方法
5	教職	3	・学習指導要領と教育課程の編成・実施　・校務分掌とその機能 ・本校における健康教育の目標　・本校における学校保健・安全指導の進め方 ・公文書、諸表簿、提出文書の取り扱い
	専門	8	・健康観察の意義と進め方、実際　・健康診断の事前指導と事後措置 ・学校医等との連携の在り方　・救急処置及び緊急対応　・救急体制の充実
6	教職	3	・特別支援教育体制の整備と活用　・保護者等との接し方 ・開かれた学校づくり　・児童生徒理解の内容と方法 ・児童生徒の褒め方、叱り方
	専門	8	・慢性疾患のある児童生徒、健康上配慮を必要とする児童生徒の管理 ・アレルギー疾患の管理　・感染症、食中毒の予防と発生時の対応 ・心身の健康課題への対応　・メンタルヘルスへの対応
7	教職	3	・本校の安全管理・事故防止　・感染症の予防と対策　・教育課題の対応 ・学校、地域における道徳教育の基本方針 ・本校の総合的な学習（探究）の時間のねらい ・学校教育目標と目指す児童生徒像＜小・中・義・特＞ ・スクール・ポリシーとその具現（校内諸規定の実際とその役割等）＜高＞
	専門	4	・事例検討会の在り方　・支援計画の作成、実施、評価 ・保護者及び関係機関等との連携
8	教職	3	・学校保健委員会の進め方と活性化　・清掃指導 ・特別活動と保健教育　・特別活動の全体の指導計画と年間指導計画 ・学校における生徒指導体制と養護教諭の役割　・教員間の連携
	専門	8	・学校内外の連携体制づくり　・児童生徒保健委員会活動の指導と工夫 ・学校保健委員会の進め方と運営 ・保健室における個別の指導や日常の学校生活での指導
9	教職	3	・本校の食に関する指導の進め方　・ガイダンス機能と教育相談の充実 ・いじめ・不登校児童生徒の指導の在り方　・給食指導
	専門	4	・児童生徒の健康実態、健康課題の把握　・健康情報の管理と活用方法
10	教職	3	・本校のいじめ防止基本方針　・学校行事の指導の実際と養護教諭の役割
	専門	4	・学校環境衛生活動の進め方　・学校薬剤師との連携
11	教職	2	・教科指導の実際（授業参観、授業研究会参加）
	専門	4	・学級活動、児童会・生徒会活動、学校行事における指導の実際
12	教職	2	・委員会活動の指導と評価の工夫 ・本校の人権教育　・環境教育　・教育環境の整備
	専門	4	・健康相談の基本的なプロセスと対応における留意点 ・校内相談組織との連携
1	教職	2	・社会教育・家庭教育との関連　・教材、教具の作成と活用の仕方 ・PTA組織と運営　・教育機器の利用とその実際（ICT機器の活用）
	専門	4	・学習指導案の作成及び評価の方法　・学習資料の作成と工夫
2	教職	2	・学校におけるキャリア教育（進路指導）体制 ・授業における児童生徒理解　・ティーム・ティーチングによる授業の進め方
	専門	4	・保健室経営計画の実際と評価
3	教職	2	・教員と児童生徒の人間関係　・学校教育目標と学校評価＜小・中・義・特＞ ・スクール・ポリシーとその具現（学校評価と今後の課題）＜高＞
	専門	4	・学校保健計画の評価

指導時数		
	一般教職研修	30時間
	専門研修	60時間

2　校外等における年間研修計画

(1)　令和７年度新規採用養護教諭研修年間計画（校外等における研修）

①　総合教育センターが実施する校外またはオンラインでの研修

回	期　日	研　修　概　要	場　所	備　考
1	＜小・中・義＞ ４月１６日(水) ＜高・特＞ ４月１５日(火)	◇開講行事 【講話】教員としての門出に際して 【講義】教職員の服務 【講演】教員としての生き方 ◇ｅラーニングでの研修 ◇研修オリエンテーション	各学校 オンライン	＜小・中・義＞ 小・中初任研、小・中新採栄・幼教研と合同 ＜高・特＞ 高・特初任研、特新採栄教研と合同
2	５月３０日(金)	【講義・演習】学校安全と危機管理 【講義・実習】救急処置の理論と実際	東海学園大学	
3	７月４日（金）	【講義・演習】人権教育 【講義・演習】学校環境衛生及び感染症 【講義・協議】保健室経営とその課題 【講話】宿泊研修に当たって	総合教育センター	一部新採栄教研と合同
4・5	＜小・中・義＞ ８月５日（火） ～８月６日(水) ＜高・特＞ ８月７日（木） ～８月８日(金)	◇宿泊研修（１泊２日） 共通【実技講習】野外活動、集団宿泊体験 ＜小・中・義務教育学校＞ 【実技】ＳＤＧｓ達成に向けて 【実習】特別活動　人間関係づくり 【演習】集団体験活動 ＜高・特別支援学校＞ 【実習】グループワークトレーニング 【実習】探究（体験）活動	美浜 自然の家	＜小・中・義＞ 中初任研、小・中新採栄、幼教研と合同 ＜高・特＞ 特初任研、特新採栄と合同
6	７月２２日（火） ～８月２９日 （金）	◇夏期ｅラーニング研修	各学校 オンライン	
7	１０月３日(金)	【講義】特別支援学校における教育活動 【講義】特別支援学校における保健活動 【講義・協議】計画的・組織的な学校保健活動の進め方～学校保健計画と学校保健委員会～ 【講義・協議】健康診断の効果的な進め方とその課題	総合教育センター	
8	１１月４日（火）	【講義・演習】養護教諭が行うフィジカルアセスメント 【講義・協議】健康観察と個別の保健指導 【講義・実習】情報モラル教育と保健室経営におけるＩＣＴ活用	総合教育センター	
9	１２月３日（水）	【講義・演習】効果的な保健教育の進め方 【講義・演習】養護教諭が行う健康相談 【協議】養護教諭の職務上の課題とその対応	総合教育センター	
10	１月３０日(金)	【講義・演習】学校保健関係法規の理解 ◇閉講行事 【スピーチ】１年間を振り返って 【講話】今後の成長を願って 【講話】養護教諭に期待すること	各学校 オンライン	閉講行事は新採栄教研と合同

※総合教育センター会場等の開催通知はそのつど送付しないため、年間計画に従って出席する。
※受付及び開始時間
・総合教育センターでの研修　　受付　9:00～ 9:25　開始　9:30
・宿泊研修については、後日通知する。
・東海学園大学での研修　　受付　9:00～ 9:25　開始　9:30

②　ｅラーニング研修
小・中・義＜開講行事＞
高・特＜５／７～６／９＞
- 「社会人としてのマナー」
- 「学校保健について」

全校種共通＜夏期＞
- 「発達障害の理解と支援講座　発達障害の理解①」
- 「学校現場のストレスとその対処法」
- 「性の多様性の理解推進講座」

③　その他の校外研修

＜小・中・義＞　総合教育センターが実施する校外等における研修の他に、教育事務所・市町村教育委員会が研修を実施する場合は、その研修計画に基づく。

＜高・特＞　高等学校及び特別支援学校初任者研修代表指導校長の計画に基づく研修を実施する。

Ⅳ　新規採用養護教諭研修実施校校長等連絡協議会設置要綱

1　目　的

新規採用養護教諭研修の実施校の校長に対して、研修の趣旨を徹底するとともに、実施校相互の情報交換等を行い、新規採用養護教諭研修の円滑かつ効果的な実施を図る。

2　協議内容

（１）新規採用養護教諭研修の内容・方法等の諸問題

（２）新規採用養護教諭研修の実施上の諸問題

3　連絡協議会委員の構成

（１）新規採用養護教諭研修実施校校長等連絡協議会委員は、実施校校長等で組織する。

任期は、４月１日から翌年３月３１日までとする。

（２）新規採用養護教諭研修実施校校長等連絡協議会事務局は、愛知県教育委員会保健体育課に置く。

Ⅴ　新規採用養護教諭研修実施状況調査について

1　目的

新規採用養護教諭研修校内研修の実施状況、課題等を把握し、今後の新規採用養護教諭研修に活用する。

2　調査対象

新規採用養護教諭研修実施校校長

3　実施方法

（１）校内研修の実施状況、実施上の課題、研修に関する意見等を報告する。

（２）実施上の課題については、次年度以降の研修に生かすための資料とする。

4　提出部数

新規採用養護教諭研修実施状況調査書（別紙１）＜Ｐ13 参照＞・・・１部

5　提出先・提出期限

「新規採用養護教諭研修に関する計画書・報告書等の提出について」＜Ｐ14 参照＞

Ⅵ　新規採用養護教諭研修関係文書様式

【様式１：（校内研修）年間指導計画書】

受講番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

令和７年度新規採用養護教諭研修（校内研修）年間指導計画書

学校名　　立　　学校

校長名

養護教諭名（　　）

回	月	日	曜	種類	指導時数			指導者	研修項目	指導内容
					校長、教頭、部主事	その他の教員等	研修指導員等			

項　目	校内研修 実施合計時間数	指導者別実施時間数		
		校長、教頭、部主事	その他の教員等	研修指導員等
時間数	0	0	0	0

【様式２：（校内研修）実施報告書】

受講番号

令和７年度新規採用養護教諭研修（校内研修）実施報告書

学校名　　立　　学校

校長名

養護教諭名（　　）

回	月	日	曜	種類	指導時数			指導者	研修項目	指導内容
					校長、教頭、部主事	その他の教員等	研修指導員等			

項　目	校内研修実施合計時間数	指導者別実施時間数		
		校長、教頭、部主事	その他の教員等	研修指導員等
時間数	0	0	0	0

＜校長所感＞　　※校長の直筆、入力のいずれでもよい。

【様式１：（校内研修）年間指導計画書】

記入例

受講番号　０５００２３４５

令和７年度新規採用養護教諭研修（校内研修）年間指導計画書

学校名　　立　　学校

校長名

養護教諭名（　　愛知　花江　　）

回	月	日	曜	種類	指導時数			指導者	研修項目	指導内容
					校長、教頭、部主事	その他の教員等	研修指導員等			
1	4	4	金	教職	1			校長	基礎的素養	・本校の教員としての心構え
2	4	4	金	教職	1			教頭	基礎的素養	・教員の服務と義務（不祥事防止を含む）
3	4	11	金	専門			4	研修指導員	保健室経営	・保健室経営の基本的な考え方 ・保健室経営計画の作成方法
4	5	7	水	教職		1		教務主任	基礎的素養	・学習指導要領と教育課程の編成・実施 ・校務分掌とその機能
5	5	8	木	専門			4	研修指導員	保健管理	・健康観察の意義と進め方、実際 ・健康診断の事前指導と事後措置 ・学校医等との連携の在り方
6	5	9	金	教職		1		保健主事	健康教育	・本校における健康教育の目標 ・本校における学校保健・安全指導の進め方
7	5	16	金	教職		1		教務主任	基礎的素養	・公文書、諸表簿、提出文書の取り扱い
43	3	4	水	専門			4	研修指導員	保健室経営	・学校保健計画の評価
44	3	5	木	教職	1			教頭	生徒指導	・教員と児童生徒の人間関係
45	3	5	木	教職	1			校長	基礎的素養	・学校教育目標と学校評価

項　目	校内研修実施合計時間数	指導者別実施時間数		
		校長、教頭、部主事	その他の教員等	研修指導員等
時間数	90	5	25	60

派遣研修指導員
（小･中･義務教育学校）
研修指導員
（高･特別支援学校）

※教育センターのウェブページからダウンロードしたエクセルファイルを使用すると、自動的に実施時間数が表示されます。
※「種類」を選択すると、「研修項目」のプルダウンリストに必要な項目が表示されます。
※ワードや一太郎等で作成してもかまいません。

【様式３：研修報告書】　　受講番号　○○○○○○○○

令和７年度新規採用養護教諭研修報告書

学校名　　立　　学校

養護教諭名

１　校内研修について

・用紙　Ａ４判縦、横書き
・文字　ＢＩＺ　ＵＤ明朝、10.5 ポイントまたは 11 ポイント
・印刷　両面印刷
・枚数　両面印刷で１枚を原則とする。ただし、２枚以上になる場合は左上を綴じる。

２　校外等における研修（オンライン研修、宿泊研修を含む）について

３　その他

【別紙１】

令和７年度新規採用養護教諭研修実施状況調査書

学校名		校長名	
校内研修での新規採用養護教諭の様子			
校内研修を進める上での課題	＜教職一般研修について＞ ＜専門研修について＞		
校外等における研修に関する意見（オンライン研修、宿泊研修を含む）			
研修全般に関する意見・要望			
その他			

Ⅶ　新規採用養護教諭研修に関する計画書・報告書等の提出について

1　提出書類

（1）令和７年度新規採用養護教諭研修（校内研修）年間指導計画書（様式１）
（2）令和７年度新規採用養護教諭研修（校内研修）実施報告書（様式２）
（3）令和７年度新規採用養護教諭研修報告書（様式３）
（4）令和７年度新規採用養護教諭研修実施状況調査書（別紙１）

2　提出部数、提出期限、提出先

＜小・中・義務教育学校に在籍する養護教諭＞

		各新規採用養護教諭研修実施校	関係市町村教育委員会	各教育事務所
様式１	部数	４部	３部	２部
	提出期限	令和７年５月７日（水）	令和７年５月１６日（金）	令和７年５月３０日（金）
別紙１	部数	１部	１部	１部
	提出期限	令和７年９月５日（金）	令和７年９月１２日（金）	令和７年９月２４日（水）
様式２・３	部数	各４部	各３部	各２部
	提出期限	令和８年２月２７日（金）	令和８年３月９日（月）	令和８年３月１６日（月）
提出先		関係市町村教育委員会	各教育事務所	愛知県総合教育センター 学校支援研修課 キャリアアップ研修推進Ｇ

＜高・特別支援学校に在籍する養護教諭＞

		各新規採用養護教諭研修実施校	提出先
様式１	部数	２部	〒470-0151 愛知郡東郷町大字諸輪字上６８番地 愛知県総合教育センター 学校支援研修課キャリアアップ研修推進Ｇ 新規採用養護教諭研修担当宛て ※封筒の表の左下に、「新規採用養護教諭研修〇〇〇書在中」と朱書きする。
	提出期限	令和７年５月３０日（金）	
別紙１	部数	１部	
	提出期限	令和７年９月２４日（水）	
様式２・３	部数	各２部	
	提出期限	令和８年３月１６日（月）	

3　新規採用者の研修記録について（新規採用者が作成）

・新規採用者は各月の研修内容、研修時数、指導者等が分かるように、研修記録を作成することが望ましい。
・様式については、参考資料３「新規採用養護教諭研修月間記録（例）」（P17）を参考にして、各学校で工夫して作成する。
・研修記録を校内で回覧する等して情報を共有し、研修の進捗状況を確認できるようにする。
・この研修記録については、総合教育センター等への提出を要しない。

＜参考資料１＞　教職一般研修の校内研修年間指導計画（例：小・中・義・特）

【作成上の留意点】

・教職一般研修については、３０時間程度とする。
・「学校行事の指導の実際」などは、単に学校行事に参加するだけにならないこと。
（学校行事の意義や養護教諭の関わり方について、指導を行う。）
・研修予定日が校外等における研修と重なっていないか確認する。

回	月	種類	指導時数		指導者	研修項目	指導内容
1	4	教職	1		校長	基礎的素養	・本校の教員としての心構え　・本校の学校教育目標
2		教職	1		教頭	基礎的素養	・教員の服務と義務（不祥事防止を含む）
3	5	教職		1	教務主任	基礎的素養	・学習指導要領と教育課程の編成・実施　・校務分掌とその機能
4		教職		1	保健主事	健康教育	・本校における健康教育の目標 ・本校における学校保健・安全指導の進め方
5		教職		1	教務主任	基礎的素養	・公文書、諸表簿、提出文書の取り扱い
6	6	教職		1	特別支援教育コーディネーター	基礎的素養	・特別支援教育体制の整備と活用
7		教職	1		教頭	基礎的素養	・保護者等との接し方　・開かれた学校づくり
8		教職		1	学年主任	生徒指導	・児童生徒理解の内容と方法　・児童生徒の褒め方、叱り方
9	7	教職		1	保健主事	健康教育	・本校の安全管理・事故防止　・感染症の予防と対策
10		教職		1	道徳教育推進教師	道徳教育等	・学校、地域における道徳教育の基本方針 ・本校の総合的な学習・探究の時間のねらい
11		教職		1	教務主任	基礎的素養	・教育課題の対応　・学校教育目標と目指す児童生徒像
12	8	教職		1	保健主事	健康教育	・学校保健委員会の進め方と活性化　・清掃指導
13		教職		1	教務主任	特別活動	・特別活動の全体の指導計画と年間指導計画 ・特別活動と保健教育
14		教職		1	生徒指導主事	生徒指導	・学校における生徒指導体制と養護教諭の役割 ・教員間の連携
15	9	教職		1	給食主任	健康教育	・本校の食に関する指導の進め方　・給食指導
16		教職		1	学年主任	生徒指導	・ガイダンス機能と教育相談の充実
17		教職		1	教育相談担当教諭	生徒指導	・いじめ・不登校児童生徒の指導の在り方
18	10	教職		2	教務主任	生徒指導	・本校のいじめ防止基本方針
19		教職		1	保健主事	特別活動	・学校行事の指導の実際と養護教諭の役割
20	11	教職		2	教務主任	教科指導	・教科指導の実際（授業参観、授業研究会参加）
21	12	教職		1	保健主事	特別活動	・委員会活動の指導と評価の工夫
22		教職		1	校務主任	基礎的素養	・本校の人権教育　・環境教育　・教育環境の整備
23	1	教職	1		教頭	基礎的素養	・社会教育・家庭教育との関連　・PTA組織と運営
24		教職		1	学年主任	教科指導	・教材、教具の作成と活用の仕方 ・教育機器の利用とその実際（ICT機器の活用）
25	2	教職		1	進路指導主事	道徳教育等	・学校におけるキャリア教育（進路指導）体制
26		教職		1	学年主任	教科指導	・授業における児童生徒理解 ・ティーム・ティーチングによる授業の進め方
27	3	教職	1		教頭	生徒指導	・教員と児童生徒の人間関係
28		教職	1		校長	基礎的素養	・学校教育目標と学校評価

種類	指導時数	指導者	指導時間
一般教職研修	30	校長、教頭、部主事	6
		その他の教員等	24

＜参考資料２＞　専門研修の校内研修年間指導計画（例）

【作成上の留意点】

・専門研修は年間６０時間（１日４時間、合計１５日）とする。
・指導者は小・中・義務教育学校…派遣研修指導員、高・特別支援学校…研修指導員
・研修指導員等の参画を得て立案する。

回	月	種類	指導時数	指導者	研修項目	指導内容
1	4	専門	4	研修指導員	保健室経営	・保健室経営の基本的な考え方 ・保健室経営計画の作成方法
2	5	専門	4	研修指導員	保健管理	・健康観察の意義と進め方、実際 ・健康診断の事前指導と事後措置 ・学校医等との連携の在り方
3		専門	4	研修指導員	保健管理	・救急処置及び緊急対応 ・救急体制の充実
4	6	専門	4	研修指導員	保健管理	・慢性疾患のある児童生徒、健康上配慮を必要とする児童生徒の管理 ・アレルギー疾患の管理 ・感染症、食中毒の予防と発生時の対応
5		専門	4	研修指導員	健康相談	・心身の健康課題への対応 ・メンタルヘルスへの対応
6	7	専門	4	研修指導員	健康相談	・事例検討会の在り方 ・支援計画の作成、実施、評価 ・保護者及び関係機関等との連携
7	8	専門	4	研修指導員	保健組織活動	・学校内外の連携体制づくり ・児童生徒保健委員会活動の指導と工夫 ・学校保健委員会の進め方と運営
8		専門	4	研修指導員	保健教育	・保健室における個別の指導や日常の学校生活での指導
9	9	専門	4	研修指導員	保健管理	・児童生徒の健康実態、健康課題の把握 ・健康情報の管理と活用方法
10	10	専門	4	研修指導員	保健管理	・学校環境衛生活動の進め方 ・学校薬剤師との連携
11	11	専門	4	研修指導員	保健教育	・学級活動、児童会・生徒会活動、学校行事における指導の実際
12	12	専門	4	研修指導員	健康相談	・健康相談の基本的なプロセスと対応における留意点 ・校内相談組織との連携
13	1	専門	4	研修指導員	保健教育	・学習指導案の作成及び評価の方法 ・学習資料の作成と工夫
14	2	専門	4	研修指導員	保健室経営	・保健室経営計画の実施と評価
15	3	専門	4	研修指導員	保健室経営	・学校保健計画の評価

種類	指導時数	指導者	＜参考＞研修指導員等後補充学校勤務日（1日4時間）
専門研修	60	研修指導員	4月15日（火）…県立のみ・4月16日（水）…小中義のみ、 5月30日（金）、7月4日（金）、10月3日（金）、11月4日（火）、12月3日（水）、1月30日（金）

＜参考資料３＞　新規採用養護教諭研修月間記録（例）

〇研修者が研修の記録として記入する。
〇校長等は研修内容等を確認して、研修の進捗状況を把握する。

回覧				
校長	教頭	部主事	教務主任	研修指導員

※必要に応じて、回覧者の変更や、欄の追加等をしてください。

養護教諭名								
実施月			年　　月		一般教職研修時数	時間	専門研修時数	時間
回	日	曜	①教職 ②専門	指導時数	指導者名	研修内容		研修場所
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
※記録・感想等								
※備考（校外等における研修実施時には、研修内容を簡潔に記載する）								

＜参考資料４＞

養護教諭の職務内容

１　中央教育審議会答申（平成２０年１月）から見る養護教諭の職務

現代的な健康課題の解決に向けて、学校保健活動の中核を担っている養護教諭への期待が高まる中、文部科学大臣から「子どもの心身の健康を守り、安全・安心を確保するために学校全体として取組を進めるための方策について」諮問を受け、平成２０年１月に、中央教育審議会答申が出された。この中で、養護教諭の職務について、次のように述べられている。

> Ⅱ　学校保健の充実を図るための方策について
> 　２　学校保健に関する学校内の体制の充実
> 　（1）　養護教諭
> 　　②　養護教諭の職務は、学校保健法で「児童生徒の養護をつかさどる」と定められており、昭和 47 年及び平成９年の保健体育審議会答申において主要な役割が示されている。それらを踏まえて、現在、救急処置、健康診断、疾病予防などの保健管理、保健教育、健康相談活動、保健室経営、保健組織活動などを行っている。

以上のことを踏まえて、日本学校保健会「保健室経営計画作成の手引」作成委員会等で検討された養護教諭の専門領域における職務内容は下記のとおりである。

２　養護教諭の職務内容

養護教諭の専門領域における職務内容
①　学校保健計画及び学校安全計画 ア　学校保健計画の策定への参画 イ　学校安全計画の策定への参画
②　保健管理 ア　心身の健康管理 ○救急処置 ◇救急体制の整備と周知　◇救急処置及び緊急時の対応 ○健康診断 ◇計画、実施、事後措置、評価 ○個人及び集団の健康問題の把握 ◇健康観察（欠席、早退の把握を含む）　◇保健情報の収集及び分析 ◇保健室利用状況の分析・評価 ○疾病の予防と管理 ◇感染症・食中毒の予防と発生時の対応　◇疾病及び障害のある児童生徒の管理 ◇経過観察を必要とする児童生徒の管理　◇その他 イ　学校環境の管理 ○学校環境衛生 ◇学校環境衛生の日常的な点検への参画と実施 ◇学校環境衛生検査（定期検査・臨時検査）への参画 ○校舎内・校舎外の安全点検 ◇施設設備の安全点検への参画と実施 ○その他
③　保健教育 ア　個別・集団での指導 ○個別の指導（グループ指導を含む） ○特別活動における指導への参画と実施 ◇学級（ホームルーム）活動　◇学校行事　◇児童生徒会活動

イ　教科における指導
○体育科、保健体育科等におけるティーム・ティーチング*1による参画と実施
○「総合的な学習・探究の時間」への参画と実施
○特別の教科　道徳の授業への参画と実施
ウ　啓発活動
○児童生徒、教職員、保護者、地域住民及び関係機関等への啓発活動
エ　その他

④　健康相談*2
ア　心身の健康課題への対応
○健康相談の実施
○心身の健康課題の早期発見、早期対応
○支援計画の作成・実施・評価・改善
○いじめ、虐待、事件事故・災害時等における心のケア
イ　児童生徒の支援に当たっての関係者との連携
○教職員、保護者及び学校組織との連携
○学校医、学校歯科医、学校薬剤師等の専門家との連携
○地域の医療機関等との連携
ウ　その他

⑤　保健室経営
ア　保健室経営計画の作成・実施・評価・改善
イ　保健室経営計画の教職員、保護者等への周知
ウ　保健室の施設備品の管理
エ　諸帳簿等保健情報の管理
オ　その他

⑥　保健組織活動
ア　教職員保健委員会の企画・運営への参画と実施
イ　ＰＴＡ保健委員会活動への参画と連携
ウ　児童生徒保健委員会の指導
エ　学校保健委員会、地域学校保健委員会等の企画・運営への参画と実施
オ　地域社会（地域の関係機関、大学等）との連携
カ　その他

⑦　その他
○子どもの心身の健康に関わる研究　等

＊1　養護教諭は、教諭等への兼職発令（愛知県では 11 教職第 33 号による兼務発令）により、保健の教科の領域に係る事項の教授を担任する教諭又は講師となることができる。〈教育職員免許法附則 15〉
　養護教諭の免許状を有する者（３年以上養護をつかさどる主幹教諭又は養護教諭として勤務したことがある者に限る。）で養護をつかさどる主幹教諭又は養護教諭として勤務している者は、当分の間、第３条の規定にかかわらず、その勤務する学校（幼稚園を除く。）において、保健の教科の領域に係る事項（小学校又は特別支援学校の小学部にあっては、体育の教科の領域の一部に係る事項で文部科学省令で定めるもの）の教授を担任する教諭又は講師となることができる。
　また、平成 31 年３月 22 日付け 30 教職第 1894 号「養護教諭の教諭（講師）の兼務発令に係わる内申の一部改正について（通知）」により、経験年数が３年未満の養護教諭が兼務する場合は、「中学校　保健」の免許（写）を添付することとなった。
＊2　養護教諭の行う健康相談については、従来、学校医及び学校歯科医が行う健康相談と区別して健康相談活動という名称で使われてきたが、学校保健法等の一部を改正する法律（平成 20 年法律第 73 号）の施行通知において「健康相談についても、児童生徒等の多様な健康課題に組織的に対応する観点から、特定に教職員に限らず、養護教諭、学校医・学校歯科医・学校薬剤師、担任教諭など関係職員による積極的な参画が求められるものである。」とされたことから、法律等に準拠して健康相談と表記している。

＜参考資料５＞

令和７年度新規採用養護教諭研修「研修指導員等」について（概要）

１　新規採用養護教諭研修の指導者の名称について

新規養護教諭研修（専門研修）の指導者の名称は以下のとおりである。

＜小・中・義務教育学校＞

派遣研修指導員・・・市町村教育委員会の求めに応じて、県教育委員会が派遣する。

＜高・特別支援学校＞

研修指導員・・・県教育委員会が任用する。

※なお、本参考資料では派遣研修指導員及び研修指導員を研修指導員等とする。

２　研修区分

区　　分		研修日数	備　　考
校内研修	専門研修	１日４時間１５日（６０時間）	研修指導員等による研修
	教職一般	３０時間程度	校長、教頭　他
校外等における研修	センター研修	７日	研修指導員等による補充あり １日４時間　（２８時間）
	宿泊研修	２日（１泊２日） １日（夏期ｅラーニング研修）	研修指導員等による補充なし

・研修指導員等は、１日４時間勤務とする。

・研修指導員等は「専門研修１５日及びセンター研修日の補充７日」の計２２日間、８８時間の勤務となる。

※　校内研修（専門研修）は４月１日以降開始できる。

３　校外等における研修の日程と研修指導員等の補充について

	日　　数	研修場所	研修指導員等による補充
センター研修 開講行事	小･中･義…４月１６日（水） 高・特 …　４月１５日（火）	各学校 （オンライン）	補充あり
センター研修	５月３０日（金）	東海学園大学	補充あり
センター研修	７月４日（金）	県総合教育センター	補充あり
宿泊研修	小・中・義務教育学校 ８月５日（火）～６日（水） 高等学校・特別支援学校 ８月７日（木）～８日（金）	県美浜自然の家	補充なし
	夏期ｅラーニング研修 ７月２２日（火）～ ８月２９日（金）のうち１日	各学校 （オンライン）	
センター研修	１０月３日（金）	県総合教育センター	補充あり
センター研修	１１月４日（火）	〃	補充あり
センター研修	１２月３日（水）	〃	補充あり
センター研修 閉講行事等	１月３０日（金）	各学校 （オンライン）	補充あり
日　数　計	１０日		７日

※宿泊研修は、小・中・義務教育学校は中学校初任研と、高等学校・特別支援学校は特別支援学校初任研と同日程で実施する。

新規採用養護教諭研修概要

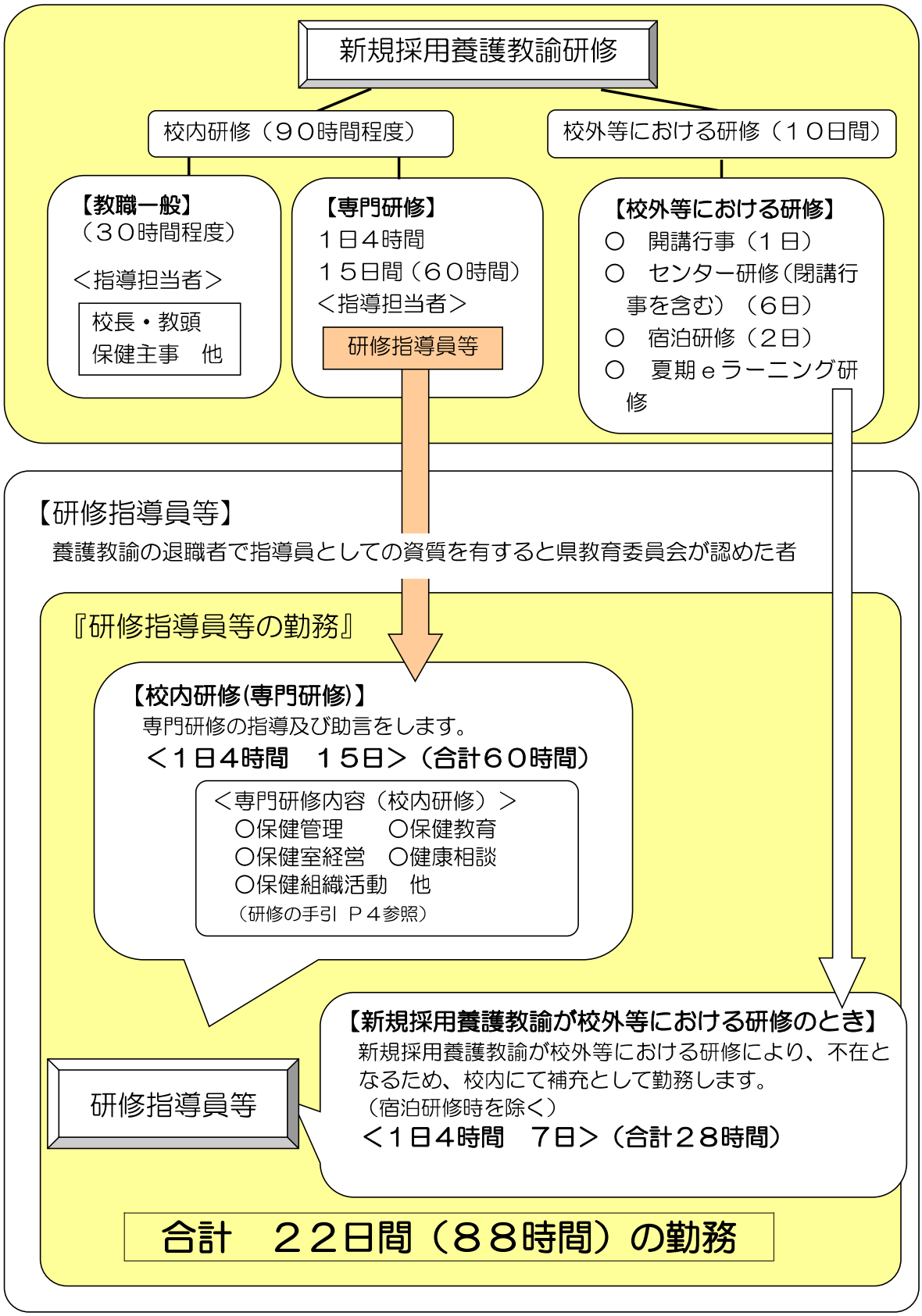

＜参考資料６＞

養護教諭及び栄養教諭の新規採用者研修に係る非常勤職員の派遣及び設置に関する要綱（一部抜粋）

（目的）

第１条　この要綱は、公立学校（名古屋市及び中核市を除く）の養護教諭及び栄養教諭（以下、「養護教諭等」という）に対する新規採用者研修の指導者について、任用、給与その他の勤務条件等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（派遣の条件）

第２条　市町村立学校における養護教諭等に対する新規採用者研修の指導者（以下、「派遣研修指導員」という）は、養護教諭等に対する新規採用者研修を実施するために必要な場合に市町村教育委員会の求めに応じて、県教育委員会が派遣する。

（派遣の申請）

第３条　市町村教育委員会は、派遣研修指導員の派遣を受けようとするときは、原則として派遣を受けようとする日の２０日前までに、派遣研修指導員派遣申請書（様式第１）により、県教育委員会に申請しなければならない。

（派遣の決定）

第４条　県教育委員会は、前条に規定する申請を受理した場合において、第２条に定める派遣の条件に該当すると認められるときは、派遣研修指導員の派遣を決定し、派遣研修指導員派遣決定書（様式第２）により、当該市町村教育委員会へ通知するものとする。

２　県教育委員会は、必要に応じて、申請された派遣研修指導員の派遣期間又は勤務時間数の調整を行うことができるものとする。

＜中略＞

（勤務日及び勤務時間）

第８条　研修指導員等の勤務日及び勤務時間は、次のとおりとする。

(1) 研修指導員等の勤務時間は１日につき４時間とする。

(2) 研修指導員等の勤務日は１週間につき５日以内でなければならない。

(3) 研修指導員等の勤務日及び勤務時間は、所属する公立学校の校長（以下、「校長」という）が前２号の規定により定め、勤務を割り振られていない日は、週休日とする。

(4) 研修指導員等の休憩時間は、正規職員に準ずるものとする。

＜以下、省略＞

＜参考資料７＞

「愛知県教員育成指標」について

愛知県教育委員会では、教員等が高度専門職としての職責、経験及び適性に応じて身に付けるべき資質・能力を明確化するために、「愛知県教員育成指標」（以下「指標」という）を平成 29 年 11 月 10 日に策定し、令和４年３月に改正しました。

この「指標」は、平成 28 年 11 月に公布（施行は平成 29 年４月）された教育公務員特例法の一部改正法を受けて、教員等の養成・採用・研修を通した一体的な改革を推進するため、地域の実情に応じ策定したものであり、教員等として、自分が現在どのキャリアステージにいて、どのような力を発揮する必要があるのか、次に何を目指していけばよいのかを考え、行動するための道しるべとなるものです。

愛知県教育委員会では、この「指標」を踏まえた「愛知県教員研修計画」を毎年度作成し、教員等の資質向上を推進していきます。

指標の概要

次の区分に応じて、それぞれの教員等が、どのような資質・能力を発揮し、どのような姿を思い描きながらキャリアを積んでいけばよいかを示したものです。

１　学校種及び職の範囲について

学校種は小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校に共通のものとし、職の範囲は「教諭」「養護教諭」「栄養教諭」及び「校長」の４種類としました。

２　ステージについて

教員の成長段階に応じて次の４区分を設けました。

「愛知県が求める着任時の姿」・・・新規採用の教員に対し求める資質・能力

「第１ステージ」・・・・・・・・・教員としての基盤を固める段階

「第２ステージ」・・・・・・・・・ミドルリーダーとして推進力を発揮する段階

「第３ステージ」・・・・・・・・・シニアリーダーとして牽引力を発揮する段階

３　資質・能力について

教員として磨いていきたい資質・能力を「素養」「指導力」「マネジメント力」の三つの大項目に分け、それぞれの大項目については、更にいくつかの小項目に分けています。

全ての職の「愛知県教員育成指標」のダウンロードはこちらから
⇒　ＵＲＬ　https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kyosyokuin/ikuseisihyou.html

愛知県の教員のみなさんへ

このたび、愛知県の小中学校、高等学校、特別支援学校に勤務している全ての教員のみなさんが、今後どのような資質・能力を発揮し、どのような姿を思い描きながらキャリアを積んでいけばよいのかを指し示す羅針盤として、『教員育成指標』を作成しました。

○『教員育成指標』とは

この指標は、教員として磨いていって欲しい資質・能力の項目を縦軸に、着任時の姿から基盤づくり、ミドルリーダー、シニアリーダーというキャリアステージを横軸に、それぞれのステージで目指す姿を示しています。

教員として、自分が、現在どのキャリアステージにいて、どのような力を発揮する必要があるのか、次に何を目指していけばよいのかを考え、行動するための道しるべとなるものです。

養護教諭や栄養教諭の指標については、それぞれの専門的な職能も加えて示してあります。

校長については、トップリーダーとして高い見識と広い視野を持ち、よりよい学校運営を行う上で必要な資質・能力を示しました。教頭については、シニアリーダーとしての資質・能力の充実を図るとともに、校長の指標も意識しながら、校長の補佐としての役割を担えるようにと考えました。

○ 魅力ある教員を目指して

教員一人一人には、さまざまな個性や適性があり、それぞれの得意な分野を生かしつつ、苦手分野にも取り組みながら、必要な資質・能力を身につけ、学校における教育活動に貢献できる教員となってもらいたいと考えています。

そこで、まず指標全体を眺めて、自分がどのキャリアステージに位置するかを判断する必要があります。

例えば、自分は第２ステージに当てはまると思えば、そこで十分に力を発揮できるよう努力し、さらに次のステップの第３ステージを読み取り、その姿を思い描いてその実現にも努めてほしいと思います。また、キャリアステージや立場に関わらず、同僚として支えたり、経験を生かした助言をしたりして、学校全体にも目を配り、周りの教員をリードできる魅力ある教員を目指してほしいと思います。

初任者は、「これから教員としてどのように歩んでいこうか」という目標を定める中で、経験を積み重ねながら、指標に示された教員像に、近づいていってほしいと考えています。

校長は、そんな一人一人の教員の個性や適性を「チーム」として生かしながら、より活力ある学校づくりを目指していただきたいと考えています。

この『教員育成指標』を活用することにより、愛知県の教員一人一人が、目標をもって生き生きと仕事に取り組み、これからの社会をたくましく生きる子どもたちを育成するための教育活動が、ますます推進されることを願っています。

愛知県教育委員会

愛知県
教員育成指標
【養護教諭】

令和６年３月

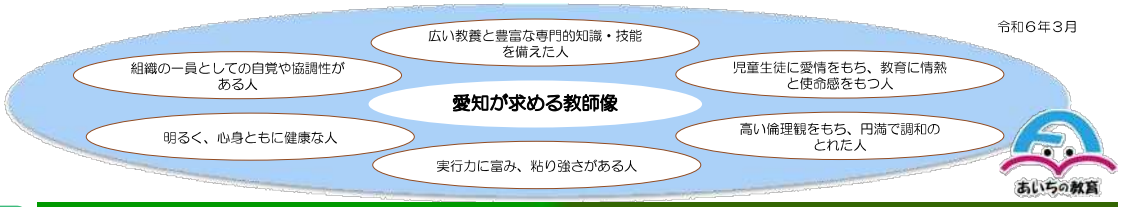

ステージ / 資質・能力	愛知県が求める着任時の姿	第１ステージ 教員としての基盤を固める	第２ステージ ミドルリーダーとして推進力を発揮する	第３ステージ シニアリーダーとして牽引力を発揮する
素養				
教育的愛情・使命感・責任感	○児童生徒の伸びようとする姿を捉え、愛情をもって寄り添い、支え続け、児童生徒の成長に喜びを感じる。 ○児童生徒の未来を真剣に考えるとともに、将来を担う児童生徒の成長を請け負う使命感や責任感を自覚する。			
倫理観・人間性・行動力	○高い倫理観をもち、法令を遵守し、児童生徒の手本となるような立ち振る舞いを心がけ、児童生徒との信頼関係を築こうとする。 ○児童生徒の目標・憧れとなるような魅力的な人間の姿を追究する。 ○自ら行動し、粘り強く、職務に取り組もうとする。			
自己教育力・創造的思考力	○幅広い教養と高い専門性を備えつつ、常に自分の姿を振り返り、向上心を忘れることなく自ら学び続ける意欲をもっている。 ○新たな問題に直面しても、柔軟に対応するとともに、常に創意工夫しながら物事に取り組んでいこうとする。			
コミュニケーション力	○自分の考えを伝えるとともに、周囲の状況や相手の思いを踏まえ、共通理解を図りながら協働的に行動する。			
指導力				
児童生徒理解	○子供の発達の段階や成長に関わる基礎的な知識を身に付け、児童生徒理解の意義や重要性を理解し、一人一人に愛情をもち積極的に関わろうとする。	○児童生徒一人一人に愛情をもって接し、児童生徒との関係の中で、心情を捉える。 ○学級・学年への帰属意識を児童生徒に育成する姿勢をもつ。 ○家庭環境などの背景も踏まえて児童生徒を理解し、個々に応じた成長を促そうとする。	○児童生徒の情報共有の場を設定することで、児童生徒を取り巻く状況を的確に捉え、児童生徒の理解を深める。 ○学級・学年などの集団をリードする児童生徒を養成する姿勢をもつ。	○様々な情報に基づいて児童生徒一人一人の状況や変化を的確に捉え、適切な指導方針を立て、児童生徒を理解しようとしている。 ○児童生徒が互いを尊重し、学級・学年及び学校全体をよりよくしようという意識と広い視野をもてるように促す。
生徒指導	○生徒指導及びキャリア教育の意義を踏まえ、個や集団を指導するための手だてを知り、実践しようとする。	○個性の伸長、社会的資質や行動力の向上などの「生き方教育」「キャリア教育」とも共通する視点をもって児童生徒に対応する。 ○児童生徒一人一人の課題を捉えるとともに、保護者の思いを理解し、保護者や他の教職員と協力しながら組織的・継続的に児童生徒に対応する。	○学年・学校全体の児童生徒の特性や状況を的確に捉え、方針や手だてを示しながら、関係教職員や保護者と協力し、組織的・継続的に児童生徒に対応する。 ○経験を踏まえて問題提起や情報提供をしながら、経験の浅い教職員に適切な助言をする。 ○関係諸機関と連携して、指導の取組方針を的確に示し、具体的に指導する。	○個性の伸長、社会的資質や行動力の向上の視点をもって、組織的な取組を促す。 ○生徒指導を組織的・計画的に行うための長期的な見通しをもち、教職員に対して指導・助言をする。 ○他の教職員の抱える生徒指導・進路指導上の問題に気付き、適切な助言をする。 ○関係諸機関と連携を深め、問題解決のための体制づくりをする。
多様性への理解と教育支援	○人権感覚をもつとともに、児童生徒の個性を尊重し、個に応じた指導・支援をする必要性を認識している。 ○特別支援教育、外国人児童生徒等教育など特別な配慮を必要とする児童生徒の多様な背景を理解しようとするとともに、インクルーシブ教育の大切さを認識している。	○個の特性や背景を捉えながら、適切な実態把握をすることができる。 ○特別な支援を必要とする児童生徒に対して、個に応じた指導を計画的に推進する。 ○実践を通して、児童生徒の多様性への理解を深めるとともに、合理的配慮に基づいた指導・支援を行う。	○児童生徒一人一人の実態や特性を踏まえた上で、関係教職員と連携し、組織的な指導や支援が行えるように調整する。 ○児童生徒の多様性を理解するとともに、必要に応じて関係諸機関や専門家などとの連携を推進する。 ○教育支援に関する情報を確実に引き継ぎ、切れ目のない支援を推進する。	○校内委員会など組織的・継続的な指導や支援体制を整え、学校全体の視点でインクルーシブ教育を推進する。 ○人権や個々の価値観を大切にする教育の推進者として、経験の浅い教職員の相談や助言を行う。 ○関係諸機関や専門家などとの連携を積極的に図る。
保健教育	○学習指導要領を理解し、養護教諭の専門性を生かして、個や集団を対象に取り組もうとする。	○児童生徒の実態から健康課題を捉え、保健指導計画の作成に参画し、実践する。 ○必要に応じて学級担任等との連携やＩＣＴの活用などをして、児童生徒の実態や科学的根拠を踏まえた保健教育を行う。	○校内の連携や外部人材の登用など、コーディネーターの役割を果たすとともに、実践に基づいた評価をし、改善により、よりよい保健教育を推進する。	○養護教諭の視点を生かして、教育課程の中に保健教育を位置付けるよう働きかける。 ○保健教育の実践に対して、指導助言を行う。
健康相談	○学校保健安全法による健康相談の位置付けを理解し、養護教諭として対応しようとする。	○健康課題の背景の把握、支援方針・支援方法の検討、校内外の連携というプロセスを踏まえて、児童生徒の発達段階に応じた心身両面からの健康相談を実施する。	○早期発見・早期対応に向けて、心身の健康課題を総合的に捉え、コーディネーターの役割を果たし、校内外の支援体制の充実に努める。	○教職員が行う健康相談に対して、指導的役割を果たすとともに、校外の関係諸機関を含めた支援体制づくりをする。
マネジメント力				
保健室経営	○養護教諭の役割と保健室の機能を理解し、実践しようとする。	○学校教育目標を理解し、保健室経営の方針を立て、保健室経営計画を作成し、校内の共通理解を図る。	○学校教育目標の実現に向け、学校保健活動のセンター的役割を果たすよう、保健室経営を工夫・改善する。	○保健室経営の立場から、学校運営についてのビジョンやプランに参画し、教育活動を活性化させる。
保健管理	○救急処置、健康診断、疾病予防などの、保健管理に関する基礎的な知識と技術を身に付け、実践しようとする。	○救急処置や疾病予防などの校内体制に基づき、けがや疾病に対して的確に判断し、迅速に対応する。 ○健康診断や学校環境衛生の結果などについてＩＣＴも活用しながら健康課題を把握し、学校三師・関係諸機関・保護者と連携し、適切に対応する。	○保健管理について中心的役割を果たすとともにＩＣＴを有効に活用したり、組織的な対応をしたりする。	○児童生徒のけがや疾病などの未然防止、再発防止を組織的に推進する。 ○保健管理の充実に向けて、ＩＣＴも有効に活用し、学校、家庭、地域、関係諸機関との協力体制を確立する。
保健組織活動	○学校保健委員会など、様々な保健組織の意義を理解し、養護教諭として積極的に関わろうとする。	○保健主事とともに、教職員と連携し、学校保健活動を進める。	○保健組織活動に教職員などが主体的に参加できるよう、校内研修などを計画し、啓発を図る。	○近隣の学校などと連携し、地域レベルでの保健活動を推進する。
学校安全・危機管理	○学校安全についての基礎的な知識を身に付け、児童生徒の回りの危険を察知し、回避したり、適切に対応したりしようとする。	○児童生徒の安心安全を第一に考え、危険を予見するとともに対処する。 ○安全や教育効果に配慮した環境を整備し、課題について「報告・連絡・相談」を確実に行う。	○安全に対する危機意識をもち、積極的に情報収集をし、課題を明らかにする。 ○学校の安全管理体制を点検し、課題解決に向けて積極的に提案、改善を行う。	○児童生徒の平常時の安全確保、事故などの未然防止、再発防止を組織的に推進する。 ○学校を取り巻く環境の危機管理について、学校と家庭や地域などとの協力体制を確立する。
同僚との連携・協働	○社会人として良識ある言動をし、円滑な人間関係をつくろうとする。	○組織の一員として、求められている役割を理解し、同僚と協働的に物事を進めようとする。 ○他の教職員と積極的に関わり、疑問点や悩みを相談したり、共有したりしながら、自己改善を進める。	○教職員一人一人のよさを引き出し、それぞれの力を生かして「チーム」として対応できるようにリードする。 ○互いの課題や悩みに気付き、支え合える環境をつくるとともに、経験の浅い教職員を積極的に支援する。	○自らの経験を生かし、自校の課題に中心となって取り組み、組織全体の取組を改善する。 ○学校全体における教職員の特性を踏まえ、役割分担を調整するとともに、教職員の経験に応じた効果的な人材育成の環境を整える。
地域社会との連携・折衝	○教育公務員としての自覚をもち、社会とのつながりを意識して行動する。 ○家庭、地域、関係諸機関との連携の重要性を理解し、積極的に関わろうとする。	○家庭との情報共有に努めるなど、家庭との連携を図り、良好な関係を築く。 ○地域、関係諸機関と必要な連携をとったり、他の教職員の助言を受けたりしながら、適切に対処する。	○地域、関係諸機関と良好な関係を築くとともに、経験の浅い教職員を積極的に支援する。 ○他校、異校種の教職員との連携・協力を推進する。	○家庭、地域、関係諸機関へ向けての情報発信とともに、地域資源（ひと・もの・こと）の活用を推進する。 ○家庭、地域、関係諸機関からのニーズの情報収集に努め、協働によって教育活動を推進する。

は養護教諭固有の力を意味する。

令和７年度新規採用養護教諭研修の手引

令和７年４月発行

愛知県教育委員会
〒460-8534
名古屋市中区三の丸三丁目１番２号
電　話　〈052〉961-2111（代表）
保健体育課　振興・保健グループ
電　話　〈052〉954-6793

愛知県総合教育センター
〒470-0151
愛知県愛知郡東郷町大字諸輪字上鉾６８番地
電　話　〈0561〉38-9507（キャリアアップ研修推進Ｇ）
ｳｪﾌﾞﾍﾟｰｼﾞ　https://www.pref.aichi.jp/soshiki/sogokyoiku-c/

あいちの教育